

別紙2

特許登録原簿への専用実施権の登録事項等

	登録欄	登録内容	登録事項
1	特許番号	特許番号	・特許番号 「特許1234567号」のように7桁番号で記載。
2	表示部	特許権の表示	・登録事項
3	特許料記録部	特許料	・特許料
4	甲区	特許権に関する事項	・設定登録時の特許権者の住所（居所）及び名称（氏名） ・登録年月日 等
5	乙区	専用実施権に関する事項	・仮専用実施権の登録事項を専用実施権に置き換えて登録される。この場合、仮専用実施権に係る申請書の受付年月日及び受付番号は記録されない。 ・また、仮専用実施権について移転、変更（表示変更を含む）等がある場合は、現に効力のある登録事項が専用実施権として登録される。 ・専用実施権の登録事項の末尾に、「特許法第34条の2第2項に規定する専用実施権」である旨を記録し、登録年月日を記録する。

《参考：特許仮実施原簿（紙原簿）の登録事例》

乙 区	
順位番号欄 (付記)	事 項 欄
1 番	受付年月日 平成22年10月28日 受付番号 0123 ----- 仮専用実施権者 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 ----- カリセン株式会社 ----- 仮専用実施権を登録する ----- 1. 範囲 地域 日本全国 ----- 期間 本特許権の存続期間満了まで ----- 内容 全部

《参考：特許登録原簿（磁気原簿）への専用実施権の登録事例》

乙 区	
順位番号欄 (付記)	登 録 事 項
1 番	【専用実施権の設定】 専用実施権者 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 カリセン株式会社 1. 範囲 地域 日本全国 期間 本特許権の存続期間満了まで 内容 全部 特許法第34条の2第2項に規定する専用実施権の登録 登録年月日 平成24年 4月 6日